

障がい者福祉施設 支援金概要

1 概要

県内に所在する障がい者福祉施設（下記2の対象施設・事業所）に対し、支援金を支給する。

2 対象施設・事業所

(1) 入所系

施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設

(2) 通所系

短期入所※¹、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）※²、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス

※1 入所系と重複するものを除く。

※2 宿泊型自立訓練を含む。

(3) 訪問・相談系※³

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児 相談支援

※3 訪問・相談系サービスにおいて、一体的に運営している場合には一の事業所として取扱うものとする。

3 対象施設・事業所数 約900施設を想定

4 支援額

(1) 入所系…定員1名あたり1,800円（令和7年7月1日時点の定員とする）

(2) 通所系…定員1名あたり1,440円（令和7年7月1日時点の定員とする）

(3) 訪問・相談系…1施設あたり11,850円

5 申請要件

- ①福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付要領の内容の全てについて同意していること。
- ②申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。なお、物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類（事業所の賃貸借契約書など）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。
- ③「障害者の日常生活及び社会生活を総合手に支援するための法律」および「児童福祉法」の指定・許可を受けた事業所であること。
- ④物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑤物価高騰対策支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

- ⑥中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、物価高騰対策支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。
- ⑦申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。
- ⑧「9 不正受給（2）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

6 備考

- （1）1か所に複数のサービス種別がある場合は、サービス種別毎1施設あたりの定員数および支援額を算定することとする。
- （2）入所系サービスと通所系サービスを一体的に運営している場合、いずれか一方を支援対象施設とする。ただし、入所系を運営している法人が別で通所系の指定を受けている場合にはそれぞれ申請することができる。
- （3）通所系サービスにおいて障害児通所支援の多機能型事業所の定員の合計数をすべてのサービスを通じて設定している場合には、その合計数を算定することとし、重複して算定しないことに留意すること。
- （4）訪問系サービスにおいて複数のサービスを一体的に運営している場合は一の事業所として取扱うものとする。また、介護事業所と支援対象施設が重複する場合は、申請の際に二重に記載がないよう留意すること。
- （5）令和7年7月1日から令和7年9月1日までに指定を受けた施設は、指定月の翌月から支援対象期間として月割りで支給額（小数点以下切り捨て）を算定する。この場合の定員数は、翌月1日時点とする。ただし、1日指定の場合は、指定月から支給の対象となる。
- なお、申請時点で廃止・休止している場合あるいは廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、支給対象外とする。